

板橋区職員の懲戒処分公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 停 職

(1) 窃盗事故

被処分者	主事 31歳
事案の内容	被処分者は、妊娠出産休暇中であった令和元年6月26日(水)午前11時頃、豊島区内の化粧品専門店において、化粧品2点(1万2千円相当)を窃取したところを警備員に呼び止められ、警察に通報された。その後、窃盗の容疑で池袋警察署に連行され、事情聴取を受けた。 なお、令和元年10月8日付で不起訴処分となっている。
処分の内容	停職 2月間
発令年月日	令和元年11月5日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号